



第3次太子町高度情報化計画

太子町DX推進計画

令和4年

太子町



目 次

1．計画の趣旨	1
2．計画の位置づけと計画期間	2
3．推進体制	3
4．基本方針	3
(1) 情報システムの標準化・共通化	4
(2) マイナンバーカードの普及促進	5
(3) 行政手続のオンライン化	5
(4) A I ・ R P A の利用推進	6
(5) テレワークの推進	6
(6) セキュリティ対策の徹底	7
(7) 地域社会のデジタル化	8
(8) デジタルデバйд対策	8
(9) B P R の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）	8
(10) オープンデータの推進	9
(11) 官民データ活用推進計画策定の推進	9
(12) 人材育成	9
(13) 情報システム経費の削減	10
(14) I C T 部門における業務継続計画（I C T－B C P）の策定	10
(15) 教育現場のデジタル化	10
5．用語解説	11

第3次太子町高度情報化計画

(太子町DX推進計画)

1. 計画の趣旨

本町では第5次総合計画において、全庁的な情報化の推進を重要施策として掲げ、平成24年度に「第1次太子町高度情報計画」を策定し、I.C.T環境の整備を推進し、平成29年度には「第2次太子町高度情報計画」を策定し、高いレベルでの情報セキュリティを確保しつつ、I.C.Tを活用した行政サービスの高度化を推進してきました。

この5年間に於いて、マイナンバーカードの利活用、自治体クラウド、デジタル庁の設置、働き方改革、デジタル・ガバメント実行計画の策定、デジタル田園都市国家構想など、太子町を取り巻くI.C.Tの環境は、短期間で目まぐるしく変化しているところです。

さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症によって、国や地方公共団体のI.C.T化の遅れが浮き彫りにされ、国はデジタル化の遅れに対応するため、新たな視点でさまざまなI.C.T施策を短期間で実現させる計画や、デジタル化を推進するための規制緩和策を次々と打ち出しています。

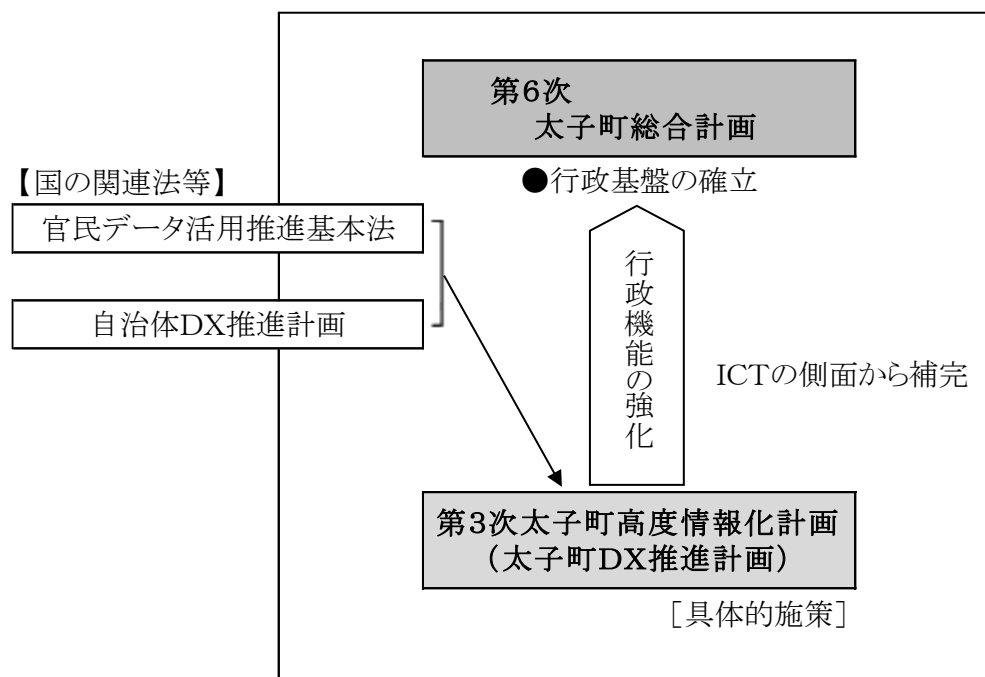
加えて、日本の人口は年々減少しており、2040年には2015年と比較し、働き手となる人口が半分となる（2040年問題）ことから、地方自治体においても、職員数が半分となっても住民サービスを維持できるよう、業務の見直しやデジタル化を推進する必要があると報告されています。

本町においても、こうしたデジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現に向けて、自治体業務の抜本的な見直しを推進していく必要があることから、住民のための行政サービスを念頭に置き、積極的に行政のデジタル化を目指す今後5年間（令和4～8年度）の事業計画として、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第6次総合計画の行政基盤の確立を図るための、行政機能の強化を補完するもので、自治体DX推進計画（令和2年12月25日）を踏まえた位置づけとします。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

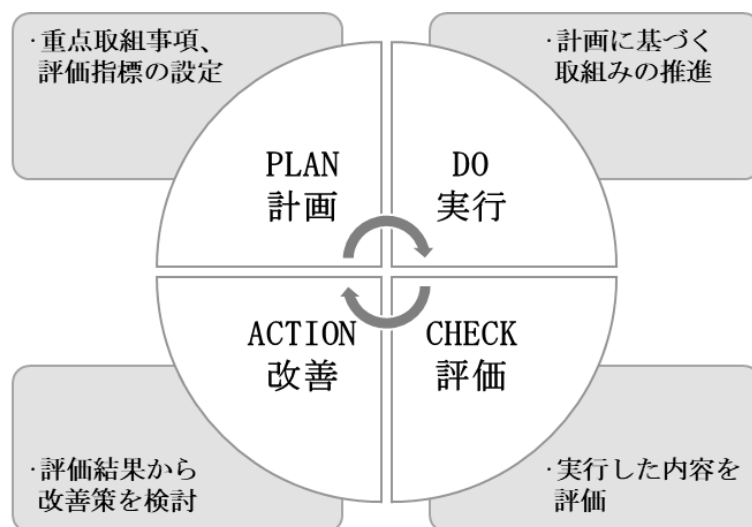
なお、策定後においても、国の動向や本町における情報化の進捗状況を考慮しながら、適宜見直しを行っていきます。

R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
第6次太子町総合計画							
前期基本計画					後期基本計画		
		第3次太子町高度情報化計画 (太子町DX推進計画)					

3. 推進体制

情報化の推進は、全庁的な連携と協力が不可欠です。各取組みの推進にあたっては、「太子町高度情報化施策推進本部」及び「情報化リーダー」を活用します。

計画策定後においても、住民ニーズ、環境の変化、デジタル技術の進歩、国の指針、本町における情報化の進捗状況を考慮しながら、PDCAサイクルによる施策の見直しを図り、本計画の実効性を高めていきます。



4. 基本方針

本町が提供する住民サービスの向上や行政事務の効率化等におけるICTを活用した課題解決を図るため、総務省が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえた「自治体DX推進手順書」において地方自治体が取組むべき事項として示された11の事項に加え、住民生活の利便性、地域の活性化、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資する事項を基本方針の柱とし、それぞれの取組みを整理します。

【重点取組事項】

- (1) 情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 行政手続のオンライン化
- (4) AI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【重点取組事項と合わせて取組むべき事項】

- (7) 地域社会のデジタル化
- (8) デジタルデバйд対策

【その他】

- (9) B P R の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (10) オープンデータの推進
- (11) 官民データ活用推進計画策定の推進
- (12) 人材育成
- (13) 情報システム経費の削減
- (14) I C T 部門における業務継続計画（I C T－B C P）の策定
- (15) 教育現場のデジタル化

これらの事項における本町の取組みについては、次のとおりです。

（1）情報システムの標準化・共通化

「自治体D X推進計画」における自治体情報システムの標準化・共通化の取組方針として、「自治体は目標時期を令和7年度（2025年度）とし、「ガバメントクラウド（G o v－C l o u d）」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系の対象業務について国の策定する標準仕様に準拠したシステムに移行するための準備を始める必要があります。情報システムの標準化・共通化は、基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要することから、各自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステム調査やスケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。」とされています。

本町の基幹業務システム（C O K A S－R／A D II）の利用期間が、令和7年度末（2026年3月）で契約満了を迎えます。

今後、対象20業務システムにおける機能要件等の調査を実施しながら、国が求める期限までに標準仕様に準拠した新たなシステムの導入とガバメントクラウドへの移行を進めていきます。

(1) 情報システムの標準化・共通化

ガバメントクラウド への移行	概 要			方 針	
	ガバメントクラウド上に構築された国の策定する標準仕様に準拠した基幹系20業務システムへ移行する			現行システムの調査やスケジュールを策定し計画的に移行する	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	現行システムの調査・ スケジュール策定		ガバメントクラウドへの移行		運用

(2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの普及促進について、国は令和4年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有している状況を目指しています。

本町においては、町職員が出向いて申請受付を行う出張申請受付や休日に申請窓口を開庁するなど、マイナンバーカードの円滑な交付体制の充実を図り、カードの普及促進に取り組んでいます。

国が公表する令和4年3月31日時点の本町のマイナンバーカードの交付枚数は16,374枚で、人口に対する交付率は48.15%となっていますが、健康保険証としての利用などデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及が急速に進むことが予想されます。

今後も国の動向を注視しながら、国の目標年次である令和4年度末までを目標に、ほとんどの町民がマイナンバーカードを保有している状況の達成を目指し、普及促進を図っていきます。

(2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの普及促進	概 要			方 針	
	オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの交付申請の促進と交付体制の充実させる			マイナンバーカード申請を促す施策が効果的に進むよう取り組む	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	マイナンバーカードの円滑な交付・諸施策の展開				

(3) 行政手続のオンライン化

国が普及を進めるマイナンバーカードは、オンラインで確実かつ安全に本人確認ができ、拡張性と利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国が「優先的にオンライン化を推進すべき」としている子育て関係（15手続）と介護関係（11手続）の26手続については、令和4年度（2022年度）中にマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする環境を構築します。

さらに、行政手続オンライン化の全庁展開を目指し、町民や職員が可能な限りオンラインにより手続を完結できる環境整備を進めていきます。

(3) 行政手続のオンライン化

行政手続の オンライン化	概 要			方 針	
	マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31手続について、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする			最適化を重視した情報システムの構築を推進するため体制を強化する	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	子育て・介護手続の構築	現行システムの調査・スケジュール策定		オンライン手続の構築	

(4) A I ・ R P A の利用推進

国は、新たな自治体行政の基本的考え方として、A IやR P Aといった業務の自動化・省力化につながる技術を活用し、職員の負担軽減を図り、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力する「スマート自治体」へと転換する必要があると提言しています。

本町においても、A I ・ R P Aにできること、できないことなど活用方法や技術に対する職員の理解を深めつつ、A I ・ R P Aのデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務から実証実験や効果検証を行い、継続的なサービス・業務改革の一環としてA I ・ R P Aの活用を進めていきます。

(4) AI・RPAの利用促進

①AIによる業務効率化	概 要			方 針	
	行政手続のオンライン化による業務見直し等を契機に、AIの導入・活用を推進する			先進地の導入事例等の収集・分析により、効果的なツールの選定を行う	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	調査・検討・計画	実証実験・効果検証	導入		
②RPAを活用した定型業務の自動化	概 要			方 針	
	行政手続のオンライン化による業務見直し等を契機に、RPAの導入・活用を推進する			効率化・自動化が見込める事務を定期的に洗い出し、実証実験を経て導入する	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実証実験・効果検証	導入	類似業務への導入検討	実証実験・効果検証	導入

(5) テレワークの推進

国では、テレワークは I C Tを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札として、テレワーク環境の早急な整備を求めています。

本町においても、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め多様な働き方の実現と、従来の紙資料を基本とした業務から電子化・ペ

ーパーレス化による業務の効率化や、災害発生時における行政機能の維持のため、テレワーク環境の整備を進めていきます。

(5)テレワークの推進

①テレワーク環境 の整備	概 要			方 針	
	導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進する			ネットワーク環境の整備や端末機器の確保など、テレワーク環境の整備を行う	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実証実験・ 効果検証	町テレワークシス テムの検討・構築	運用		
②テレワークの推 進	概 要			方 針	
	電子化・ペーパーレス化により、業務の効率化を図る			電子決裁の導入により、文書管理の効率化を図る	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	電子化の検討	電子決裁機能の 導入			

(6) セキュリティ対策の徹底

本町の保有する情報資産には、町民の個人情報のみならず、行政の運営上重要な情報等が多く含まれており、これらの情報が部外者に漏えいした場合、極めて重大な結果を招くことが考えられます。

これらの情報資産を様々な脅威から守ることは、住民の生命、財産、プライバシー等の安全と安定的な行政運営のために必要であり、電子自治体の構築には、全てのネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠です。

本町では、情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するための情報セキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ対策の運用を行っています。

今後、行政手続のオンライン化、テレワーク、標準化・共通化など本計画による新たな施策の展開を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、本町のセキュリティポリシーの内容の見直しを行いながら、情報資産を守る強固なセキュリティ対策について、効率化と利便性だけではない最新の情報セキュリティ対策を実施していきます。

(6) セキュリティ対策の徹底

①セキュリティ対策の徹底	概 要			方 針	
	改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む			町の情報セキュリティポリシーを見直しながらセキュリティ対策に取り組む	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	運用・見直し				
②セキュリティシステムの更新	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	次期構成の検討	構築	運用		

(7) 地域社会のデジタル化

住民サービスの質を落とさずに新しい行政運営に移行するためには、地域社会のデジタル化は避けては通れない課題となっています。

教育、子育て、防災、観光、農業等の多分野において、A I や I o T の導入・活用による様々な地域課題の解決、地域経済の活性化が期待されていることもあり、5 Gをはじめとした最新技術の動向を注視しながら、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会を検討し、推進していきます。

(8) デジタルデバйд対策

地理的な制約、年齢、身体的な条件やその他の要因に基づく情報格差（デジタルデバйд）解消策として、電子申請による各種行政手続の利用方法に関する講習など、町民に対するきめ細やかなデジタル活用支援体制を構築するとともに、災害時や観光客にも情報提供が行えるよう W i - F i 環境などインフラの整備にも取り組みます。

(9) B P R の取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）で、これまで以上に高まる行政需要に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や新たな生活様式への対応に向けた業務フローのデジタル化による業務効率化（書面・押印・対面）の抜本的な見直しが急務となっています。

押印の見直しについては、当町においても行政手続における町民等の負担を軽減し、町民等の利便性を図ることを目的に、「どうしても残さなければならない手続を除き押印を見直す」という考えの下、7

6 2 件の押印を廃止するなど取組みを進めております。

さらに、国による書面・対面規制についてもマニュアルの作成が予定されていることから、これらを踏まえた対応も継続して進めていきます。

(10) オープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、「地方公共団体は、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずる。」とされており、オープンデータとして町民、地域、企業が共用できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができるよう求めています。

モバイル端末、S N S等の普及を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値の創出が期待されている中、本町においても行政サービスの質の向上を図るため、紙等に保存されている行政情報のデジタル化を進め、蓄積・共有・分析等データを利活用できる取組みが必要であり、町民や企業にとって利活用しやすい形でデータを公開するなど、町全体でオープンデータの取組みを推進していきます。

(11) 官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が定められ、市町村には、同計画の策定の努力義務が定められ、地方公共団体の官民データ活用推進計画をデジタル・ガバメント構築の総合的な戦略として位置づけることとされています。

本町においては、効果的な政策立案や町民サービスの向上等を実現するために、町が保有するデータや民間が保有するデータを部局・分野横断的に活用するなど、データの利活用の手段について、職員の理解促進や意識向上を図り、分析基盤の導入等も含め、調査・研究を進めていきます。

(12) 人材育成

本町においては、これまで文書作成、表計算ソフトをはじめ、町内で使用している内部事務システムの操作研修を定期的実施してきましたが、行政のデジタル化への効率的な課題解決に不可欠な I C T の専門知識やスキルを持つ職員が不足しています。

行政サービスの提供と情報システムは今や切り離すことができないものとなっており、また、システムの導入や手続のオンライン化等の行政サービス改革と行政データ利活用等の行政のデジタル化を推進するためには、それを担うICT・セキュリティについての知見を持った人材の確保・育成が重要になります。

そのためにも、業務担当職員、管理職員、情報担当職員ごとに求めるICTスキルを定義し、それに基づく研修を実施することにより、職員のICT教育体制を充実させるとともに、施策の推進のための組織体制の確立や情報セキュリティの確保により、ICTガバナンスを強化していきます。

(13) 情報システム経費の削減

情報システムの標準化・共通化によるガバメントクラウドへの移行は、大幅なコストの低減が見込まれますが、対象業務以外の業務システム等については、イニシャルコストとランニングコストを総合的に比較・検証したうえで、職員による内製化やO.S.S.の活用を検討し、情報システム経費の削減を図ります。

(14) ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定

情報システム部門（ICT部門）において、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるために業務継続計画（ICT-BCP）の策定に取り組みます。

(15) 教育現場のデジタル化

令和2年度（2020年度）に、GIGAスクール構想により児童・生徒1人に1台のタブレット端末が配備されました。

遠隔地授業など児童・生徒へのICTを活用した教育の充実、児童・生徒一人ひとりに個別最適化された学びや、教職員の事務効率化が実現されるよう教育現場のデジタル化を推進していきます。

5. 用語解説

■アルファベット順

A I	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
B P R	Business Process Re-engineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。
I C T	Information & Communication Technology（情報通信技術）の略。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。
I o T	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。
O S S	Open Source Software の略。利用者の目的を問わずソースコードを使用、調査、再利用、修正、拡張、再配布が可能なソフトウェアの総称のこと。
R P A	Robotic Process Automation の略。人間がパソコンを使って行う機械的な作業を自動化する技術のこと。
S N S	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。インターネットを介して人間関係、社会的なネットワーク（ソーシャルネットワーク）の構築を可能にするサービス。
W i - F i	ネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）で LAN（Local Area Network）に接続する技術のこと。

■ 50 音順

オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したものの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）を利用できる環境のこと。自治体の主要な 20 業務を処理するシステムについて、標準仕様書に準拠したシステムをガバメントクラウドに構築し令和 7 年度までに全自治体が利用することを目標としている。
GIGAスクール構想	令和元年（2019 年）に開始された、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。Global and Innovation Gateway for all（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）の略。
自治体クラウド	地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取り組みのこと。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図ること。
自治体DX推進計画	総務省が「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた計画のこと。
自治体DX推進手順書	総務省が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえて、自治体が着実にDXに取り組むための参考資料のこと。
スマート自治体	AI・RPAなどを活用し職員の事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する自治体のこと。
セキュリティポリシー	組織がセキュリティ上、保護すべき対象範囲と対策手段及び管理運営方法についての方針を文書により明確化したもの。本町では「太子町情報セキュリティポリシー」を定めている。

デジタル・ガバメント実行計画	多くの人々にとって行政サービスが便利かつ身近になるような社会を目指して政府が平成30年(2018年)に初版を策定した計画。令和元年(2019年)12月20日に閣議決定し、令和2年(2020年)12月25日に改定された。計画期間は、令和2年(2020年)12月25日から令和8年(2026年)3月31日までを対象期間とする。
デジタル庁	令和3年(2021年)9月1日に設置された日本の行政機関のひとつ。国・地方行政のIT化やDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を目的としてIT分野を担当する。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタル田園都市国家構想	令和3年(2021年)に発表された「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」構想のこと。
デジタル・トランスフォーメーション(DX)	デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革のこと。
テレワーク	ICTを活用し、サテライト勤務、モバイル勤務、在宅勤務等、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
5G	3G、4Gに続く第5世代移動通信システムのこと。「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システム。
マイナポータル	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人一人がアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップ・サービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

マイナンバーカード	マイナンバーは、日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。本人の申請により交付されるICカードには、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・マイナンバーなどが表示され、本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。
-----------	---

